

対象案件	札幌圏都市計画用途地域の変更について（広葉町の一部、緑陽町の一部）
意見募集期間	平成24年11月10日（土）から平成24年12月9日（日）まで
担当部署(問合せ先)	企画財政部 都市計画課 電話 011-372-3311 内762
意見提出件数	意見提出者数 1人
	意見提出件数 2件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>◆緑陽小学校跡施設の開設に伴い、第一種住専地域からの変更はやむを得ないと考えますが、第二種中高層への変更は大幅すぎません。</p> <p>事業者候補の提案内容では、第一種中高層地区で十分ではないのでしょうか。どの部分が問題となる部分でしょうか。介護・看護事業所等が店舗と見なされても、500平米を越すことは無いと思いますが、それとも、地域交流関連部分または体育館が第一種中高層ではだめなのでしょう。</p> <p>◆また 広葉小跡施設は第二種住居地域で、より広範囲の用途に利用可能ですが、計画の内容では、そこまで広げなくとも良いように思います。</p> <p>二種住居地域ではパチンコ屋が営業できませんが、それと同程度の施設が出来るのでしょうか。博物館は図書館類似と考えることはむりなのでしょう。緑陽小跡施設とさほど内容は変わらないと思いますが、どうして二種住居地域なのでしょう。周辺は一種中高住専と一種住専地域です。将来に亘って問題はないのでしょうか。</p>	<p>◆2つの学校跡施設は「学校跡施設利活用計画」に基づき改修等を進めており、この利用用途に合致した用途地域に変更を行います。</p> <p>緑陽小学校跡施設の主な利用用途につきましては、複合型サービス事業所・児童ディサービスの児童福祉施設等（600㎡）、グループホーム・サービス付高齢者住宅の寄宿舍・共同住宅（2180㎡）、地域交流スペース（1170㎡）となっております。</p> <p>この中で、地域交流スペースは建築基準法上、集会場施設に分類され、2階以下、1500㎡以下については第二種中高層住居専用地域以上で建築可能ですので、第二種中高層に変更を行います。</p> <p>◆広葉小学校跡施設の主な利用用途につきましては、ディサービス・学童クラブの児童福祉施設等（900㎡）、体育館（790㎡）、地域交流スペース・エコミュージアム（3740㎡）となっております。</p> <p>エコミュージアムは建築基準法上、博物館に分類され3000㎡を超えるものは、第二種住居地域以上で建築可能です。</p> <p>また、本施設については市が管理・運営を行います。売却等で所有者が変更となる場合には、地区計画等の上乗せ規制を行い、周辺の環境悪化等に繋がるものは排除することと考えております。</p>